

# こんな給付が受けられます

国民健康保険に加入しているみなさんがケガや病気で医者にかかったとき、また出産したり死亡したりしたとき、次のような保険給付が受けられます。



医療費の7割を  
国保が負担します

## 療養の給付

病院・診療所（医院）で保険証を提出すれば、治療費の3割を支払うだけで、残りの7割は国保が負担します（退職者等医療制度の対象者は2割または3割の支払いになります）。

あとで払い戻しが  
受けられます

## 療養費の支給

次のような場合、書類と印かんを持って保険年金課に申請してください。国保が審査決定した額の7割（退職者等医療制度の対象者は7割または8割）が後日払い戻されます。

急病でやむを得ず保険証を持たないで病院にかかった場合

【書類】病院などに支払った費用の領収書・診療報酬明細書

医師の指示で、はり・きゅう・

マッサージを受けたり、骨折や

ねんざで柔道整復師の施術をう

けた場合（ただし受領委任を受

けている柔道整復師については

3割または2割の一部負担金で

施術が受けられるので除く）

【書類】医師の同意書・施術料金

領収明細書

手術などで生血により輸血を受

けたり、医師の指示でコルセツ

トやギブスなどの補装具を着け

た場合

【書類】医師の意見書・領収書

こんなときにも

給付が受けられます

## 移送費の支給

移動が困難な被保険者が医師の

指示により、緊急に必要な医療の

提供を受けるために医療機関に移

送される場合に支給されます。

【書類】医師の意見書・領収書

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき出産育

児一時金が30万円支給されます。

## 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき葬祭費が10万円支給されます。

## 支払った医療費が高額になったら

医療費が高額になり、負担した額が一定限度を超えると、その超えた分を国保が支給します。該当者には治療を受けた月から3カ月後に文書でお知らせします。

くわしくは保険年金課（☎2015226）へ。

今月は「国民年金制度推進月間」です

（こども17日）土・18日（日）の産業まつりには『年金ひろば』を設けます。ちょっとしたぞいてみてください。

# 受け付けは1日から16日まで

市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- 申込資格 ② 次の要件をすべて満たす人
- 続けて6カ月以上、市内に住所または勤務先がある人
- 同居しよとする親族がいること
- (高齢者・障害者世帯は一人でも可)
- 住宅に困っている人



緑に囲まれた北囲護台団地

## 募集住宅一覧表

| 団地名                   | 構造     | 募集戸数 | 間取り                  |
|-----------------------|--------|------|----------------------|
| 北囲護台<br>( 囲護台1385-1 ) | 鉄筋5階建て | 2    | 3DK ( 6畳、6畳、洋間7.5畳 ) |
| 桜川<br>( 三里塚248 )      | 鉄筋4階建て | 3    | 3K ( 6畳、4畳半、3畳 )     |

- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が20万円以下の人。なお、高齢者・障害者世帯については26万8,000円以下の人
- 市町村税を滞納していないこと
- 連帯保証人がいること
- (注) 北囲護台を申し込むには、3人以上の世帯であることが必要です

家賃 ② 住宅の間取りや、世帯の

所得額によって異なります

受付期間 ② 11月1日(木)～16日(金)(土・日曜日を除く)  
受付場所 ② 営繕課(市役所5階)

11月1日(木)から営繕課で申込書を配布します。くわしくは同課(☎20 1552)へ。

### 高齢者の居住を支援

住宅改造費などに補助が受けられます

高齢者が安心して暮らせるように、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が制定されました。主な内容は次のとおりです。

賃貸住宅事業主に関する支援  
民間事業者が高齢者向け優良賃貸住宅を建設、改修、購入する場合、費用に対する補助や、住宅金融公庫の融資、家賃に対する債務保証などが受けられます。

高齢者自身に対する支援  
高齢者自身が自宅をバリアフリー化する場合、住宅金融公庫ローン返済の負担が軽くなります。また、優良賃貸住宅の情報を閲覧できるよつになるほか、「終身建物賃貸借制度」が創設されます。

くわしくは県住宅課住宅計画班(☎043 2223 3226)へ。

## 消費生活相談

### Q & A

## 軽貨物運送の独立営業

Q 新聞折り込み広告に「軽貨物便独立開業者説明会、売上35万円以上、仕事は当社で紹介もします」とありました。広告のとおりならやってみようと思いますが、仕事を始める前に、どのような点に気を付けなければなりませんか。

A この種の広告が一般の求人広告に混じって頻繁に見られます。不況やリストラで生活が厳しく、高収入をうたう求人広告に応募を考える人もいるでしょう。しかし、逆に高額な被害を受けたりする場合がありますので、注意が必要です。例として次のようなトラブルが考えられます。

幌をかぶせるなどした車を当社仕様といって、通常価格より高額な車の購入を勧められる。

車は持ち込みでもよいが、独立開業のために、諸費用が数十万円必要であるといわれる(営業の届け出は、自分ですれば数千円で済みます)。

以上の費用負担に加えて、仕事の紹介手数料が請求される。効率の良い仕事は、大手業者に回ってしまう場合が多く、希望する収入は得られない。

契約する前に、事業の内容について一つ一つきちんと確認する必要があるでしょう。トラブルになったとき解決することが非常に難しいので、契約は慎重にしてください。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。





# 相談日

## 税を知る週間

### 税の仕組みや 使い道を紹介

11月11日から17日は「税を知る週間」です。成田税務署では、税の仕組みや使い道など、身近な税について深く知っていただくため「税を知る週間コーナー」の開設や税理士会による「税の無料相談」を行います。



大切な税を知ろう（昨年の産業まつりより）

## 税を知る週間コーナー

日時 11月9日(金)・17日(土)  
午前8時30分～午後5時  
会場 成田税務署1階玄関フロアー

### 税の無料相談

日時 11月17日(土)・18日(日)  
午前10時～午後4時  
場所 成田国際文化会館  
内容 税理士会による税の無料相談、税に関する資料の無料配布など

くわしくは成田税務署(☎285151)へ。

### 検察審査会制度

## こんなときには 相談や申し立てを

検察審査会制度とは  
交通事故、詐欺、脅しなどの犯

罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。「こんな罪を犯したのに処罰されないのはおかしい」といったような不満をおもち

の人は、検察審査会に相談してみればどうですか。相談や申し立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

検察審査会制度は、検察官の仕事に国民の声を反映させようという目的でできたものです。検察官の不起訴処分や不服のある人の申し立てを受けて、事件を調べ直し、検察官の処分の善しあしを審査するのがこの制度です。

あなたも検察審査員に  
検察審査会は、選挙人名簿の中からくじで選ばれた11人の審査員によって構成されます。あなたも

いつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。

審査員に選ばれたときには、市民の代表としてこの仕事に協力をお願いします。

資格調査にご協力を  
市選挙管理委員会では、検察審査会の審査員候補者を選定するため、候補者の予定者となった人に

職業などの調査をさせていただいています。司法関係の職務に従事している人などは検察審査員になれませんので、予定者の人の職業などを調査させていただくものです。

11月上旬に調査表を送付しますので、ご協力をお願いします。

くわしくは千葉検察審査会事務局(☎0432220165)へ。

## 年末調整などの説明会

### 法人と個人の 白色申告者を対象に

法人および個人の白色申告者を対象に「平成13年分の年末調整・法定調書及び給与支払報告書の提出について」の説明会を次のとおり開催します。

日時 11月22日(木)午前の部は10時から、午後の部は1時30分から

会場 中央公民館講堂

なお、個人青色申告者には、12月に青色申告決算説明会を予定しています。

くわしくは成田税務署法人課税第2部門(☎285151)または市税務課(☎2013)へ。

## 市民相談所(☎20-1507)

### 市民行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

### 市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

### 法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

### 人権・行政合同相談

15日(木) 10時～3時

### 不動産相談 20日(火) 10時～正午

### 税務相談 20日(火) 10時～3時

### 外国人相談

8日(木)・22日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

## 商工観光課(電話は各相談室へ)

### 女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(23日・28日・30日を除く)

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

### 高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

### 住宅相談 8日(木) 10時～正午

(☎22-2101・成田商工会議所)

## パートサテライト(☎22-8281)

### パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

## 消費生活センター(☎23-1161)

### 消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

## 保険年金課(☎20-1526)

### 年金相談 水曜日 10時～3時

## 市民生活課(☎20-1527)

### 交通事故相談 6日(火) 10時～3時

## 社会福祉協議会(☎20-1574)

### 心配ごと相談 木曜日 10時～3時

### 酒害相談 1日(木)・15日(木) 9時～正午

## 児童家庭課(☎20-1538)

### 家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

## 厚生課(☎20-1536)

### 戦没者遺族相談 26日(月) 10時～3時

## 教育指導課(☎20-1582)

### 就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

## 教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

### 教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)